

事業完了報告書

記

調査研究期間等

調査研究期間	平成29年10月16日 ~ 平成30年3月14日
調査研究事項	<p>委託研究</p> <p>ア．設置場所に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・県立学校の校舎を併用する場合の設置について <p>エ．市町村間の経費負担の工夫に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・負担経費の種類・所在等、経済的支援の在り方について <p>オ．その他夜間中学の新設に向けた準備・検討に資すること</p> <ul style="list-style-type: none">・県民への広報について・ニーズ把握のための調査について
調査研究のねらい	<p>本県では平成28年3月に策定した「第2期高知県教育振興基本計画」における5つの取組の方向性の1つに「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を掲げ、放課後における学習支援やスクールカウンセラーなどによる不登校児童生徒支援など、様々な取組の強化を図っている。</p> <p>このような中、教育機会確保法が制定され、不登校の生徒や学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかつた方々に学習の機会を提供するため、中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）を設置することは、本県において大変意義あるものと考えます。</p> <p>また、県議会でも夜間中学の設置に関して提案がなされ、潜在的ニーズの把握など現状を検証する必要性が生じていることから、調査研究事項をア・エ・オとし、以下の内容について調査を行い、設置に向けた準備・検討を進めたいと考えました。</p> <p>ア．設置場所に関すること</p> <p>現在、全国に設置されている夜間中学の31校は、全て市区町村が設置</p>

	<p>している。本県の場合、自治体単位の経済的基盤を考慮すると、市町村における設置・対応だけでなく県による設置・対応も考えられる。義務教育費国庫負担法の改正により、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられたことから、市町村との協議を軸としながら、併せて県立学校の校舎を併用する場合の設置についても調査研究を行う。</p> <p>エ．市町村間の経費負担の工夫に関すること</p> <p>先進的に運営している自治体あるいは学校を視察し、学校運営に関することや自治体における就学援助等の内容（夜間中学の運営費の他、交通費や特別活動費等の扶助費等）について聞き取りを行い、設置者の負担経費の種類や所在等、適切な経費負担の在り方について調査・協議を行う。</p> <p>オ．その他夜間中学の新設に向けた準備・検討に資すること</p> <p>国勢調査の結果に示された「未就学者」数をはじめ、県内の潜在的入学者の把握が十分とは言えず、各市町村に広く存在していることが考えられる。そこで、実態調査を実施するにあたり、各地域の識字学級や各種講座を利用している高齢者及び外国籍の方、不登校となっている学齢生徒や既卒者の、夜間中学に対するニーズについても把握できるよう、より効果的な調査方法について研究する。</p> <p>また、夜間中学の仕組み等、（潜在的）入学希望者に十分伝わっていないことが考えられるため、周知のための広報活動が必要である。ついては、県独自のパンフレットを作成するなどの実行可能な県民への周知の仕方について研究する。</p>
調査研究の成果	<p>ア．「設置場所に関すること」の成果</p> <p>夜間中学の設置を検討するにあたり、有識者や市町村教育委員会・学校関係者の代表から成る設置検討委員会を設置し、幅広い観点からの協議をいただいた。</p> <p>本設置検討委員会では「高知県における夜間中学の在り方」を探るべく、県外校視察、講師を招聘しての勉強会、県民へのアンケート調査などを実施し、それらの結果をもとに4回にわたって協議を重ねてきた。その中で、アンケート調査に回答した方のうち約8割から、夜間中学が「あった方がよい」と回答する実態も捉え、県民の方の多様な学びを保障するためにも「夜間中学の設置は必要」との結論に至った。</p> <p>また、設置場所については、アンケート調査の結果、「夜間中学があったらよい」、「夜間中学に通ってみたい」と回答した人数が、いずれも高知市において最も多く、また、交通の利便性の点からも、まずは高知市に設置することが望ましいとの方向性が出された。ただ、高知市以外のほぼ全地域から「夜間中学で学びたい」との回答が寄せられていることや、学び直しを希望する人の中に高齢の方が多く、この方たちが学校へ通うためには学びの場が近くにあることが望ましいこと、さらに本県においては交通手段が限られていることなどから、県内の複数箇所に設置することも視野に入れて今後も検討していく必要があるとの意見も出されている。</p>

エ．「市町村間の経費負担の工夫に関すること」の成果

県外夜間中学の視察の他、京都教育大学教育支援センターの岡田敏之教授や文部科学省の上久保秀樹専門職をお招きしての学習会の中で、夜間中学の運営や制度、環境整備や県・市町村それぞれの役割等について具体的に学ぶことができた。

その中で、設置の主体が県、市町村のいずれであっても、それぞれの教育委員会が果たす役割を明確にし、県と市町村が主体性を持って協議することが大事であるとの結論に至った。経費負担の具体については、限られた時間の中で十分議論できなかつたため、引き続き検討をしていく。

オ．「その他夜間中学の新設に向けた準備・検討に資すること」の成果

以下の各項目についてご協議をいただき、一定の方向性を見出すことができた。

(設置の主体)

設置の主体については、中学校であることを鑑みると、基本的には市町村が設置することが望ましい。一方、平成28年12月7日に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」により、県立での設置も可能となっている。また、県内各地に夜間中学での学びを希望する方がいる状況が明らかになったことから、今後、県教育委員会がイニシアティブをとり、県立での設置も見据えて県と市町村とが相互に当事者としての主体性を持ちながら、十分に協議を行う必要がある。

(設置時期)

設置時期については、平成22年に実施された国勢調査の結果から、県内32市町村において1,016人の義務教育未修了者の学齢超過者がいることが分かっている。戦後の混乱期の中で学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方々が存在し、また高齢化していることを鑑みると、平成31年度の開設も含めできるだけ早期に設置することが望ましい。

(在学年限)

在学年限については、昼間の中学校と同じように3年間を基本とし、卒業や進級については校内で判定会議を設けたり、出席日数や成績等を考慮して本人等と学校長が面談を実施したりして決定することが望ましい。また、生徒の履修状況によっては、最大6年までは延長も認めるなど、卒業後の生徒の進路につながるような在学年限及び条件を設定する必要がある。

(不登校となっている学齢生徒の受け入れ)

不登校となっている学齢生徒の受け入れについて、その必要性は十分に認められる。その一方で「夜間中学を不登校の生徒の受け皿として、安易に捉えられてしまうのではないか」ということが懸念される。この

ため、入学もしくは編入学の時点で、本人や在籍学校長等と設置者及び夜間中学校長が面談を行い、決定することが望ましい。

設置者が県あるいは市町村のいずれの場合においても、それぞれの教育委員会が果たす役割を明確にし、県と市町村が連携して協議を行い、具体的なルールを定めることが必要である。

(教育課程)

教育課程については、中学校において履修する全ての教科等のカリキュラムを編成する必要がある。1日4単位時間程度を考えると、年間総時数は4単位時間×5日×35週=700単位時間となる。なお、その内容については、弾力的に設定することが認められていることから、生徒の実情に応じた柔軟な編成を求めたい。

この他にも、入学希望者の正確な把握や入学対象者の範囲、学級編制や教員配置、校舎設置の有無や施設設備の整備、市町村立として設置するとなった場合の区域外受け入れに対する市町村間の体制整備、県立として設置するとなった場合の通学手段、給食の有無、またそれらに係る経費等々、解決しなければならない課題が数多く残っている。高知県にふさわしい夜間中学を開設するには、当事者のさらなるニーズの掘り起こしや夜間中学に関する情報収集等が必要と考えるため、引き続き設置に向けての協議をすべきであるとの結論に至った。